

タウリンの指定及び基準・規格の設定

タウリンについては、飼料添加物効果安全性委員会において、飼料の栄養成分その他の有効成分の補給を目的とした飼料添加物として効果が得られることが確認され、飼料添加物として指定することは適当であるとの結論が得られた。さらに、飼料添加物規格委員会において、当該物質の成分規格及び基準の案が作成された。

これらの結果を踏まえて、タウリンを飼料添加物として新規に指定し、基準・規格を設定することについて審議していただきたい。（当該物質の概要は別紙1、関係法令の改正案は別紙2のとおり。）

【委員会における審議経過】

平成20年2月20日 飼料添加物効果安全性委員会

平成20年3月19日 飼料添加物規格委員会

(参考)食品安全委員会における審議経過

平成20年3月27日 内閣府食品安全委員会

平成20年4月16日 肥料・飼料等専門調査会

(パブリックコメント期間 5/15～6/13)